## 共通一第5号様式 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

決 定 日

## 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

は、当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社ドーコンに限られる。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号  根拠法令		
選定事業者 株式会社 ドーコン 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)  平成7年設計の既存ステージに常設屋根を増設するにあたり、既存ステージが現在の建築 基準法上の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。 当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社・ドーコンに限られる。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号  根拠法令	調達件名	ふれあい広場あつべつ既存ステージ検討業務
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)  平成7年設計の既存ステージに常設屋根を増設するにあたり、既存ステージが現在の建築基準法上の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。 当時の設計事業者でありにしか残っていないため、この確認を確実に行うことができるのは、当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社ドーコンに限られる。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	発注課	厚別区土木部維持管理課
平成7年設計の既存ステージに常設屋根を増設するにあたり、既存ステージが現在の建築基準法上の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社ドーコンに限られる。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選定事業者	株式会社 ドーコン
基準法上の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。 当時の設計資料は部分的にしか残っていないため、この確認を確実に行うことができるのは、当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社 ドーコンに限られる。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 根拠法令		随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)
根拠法令	基準法上の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。 当時の設計資料は部分的にしか残っていないため、この確認を確実に行うことができるの は、当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社	
	根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
<b>本モアの日の7日</b>		
	決 定 日	令和元年6月27日